

## 事務事業計画書兼評価表(A表)

### 1 事務事業に関する基本情報

				平成	25	年度	
事業番号	893,894	事業名	生活保護総務費・生活保護扶助費				
担当課	福祉事務所	担当係					
総合計画に最も関連ある施策	施策	2	やすらぎと生きがいのあるまちづくり	連絡先	72-0451		
	施策体系	2	社会福祉の充実	事業区分	□新規 ■継続		
	主な事業	生活保護の実施			事業実施主体	■八頭町 □その他	
予算区分	款	3	民生費	計画期間		開始	H24
	項	3	生活保護費			終了	—
	目	1,2	生活保護総務費、生活保護扶助費				
	事業	893,894	生活保護総務費、生活保護扶助費				

### 2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 八頭町居住者で収入がなく生活に困窮している者。					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 生活困窮状態にある者等の相談に応じ、適切な助言・指導を行うとともに、必要な保護を実施する等、自立を支援する。					
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載。 生活保護事前相談。生活・住宅・教育・生業・葬祭・医療・介護・救護施設入所扶助の実施。					
事業の手段	どうする方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 地区担当現業員(CW)は、保護費の決定に必要な収入申告書及び年金、各種手当、その他、世帯収入に関する挙証資料を徴取し、世帯ごとに必要な保護費を決定し支給する。また、新規の保護申請を受理したら、14日以内に必要な調査を行ったうえで保護の可否を決定する。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 生活困窮者の相談から支援までをスムーズに、適正かつ正確に行うことで、最低生活の保障並びに自立生活を支援する。					
根拠法令等	1	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	生活保護法

### 3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし				
	A	件	生活保護事前受理件数				
	B	世帯	生活保護開始世帯数				
	C	世帯	生活保護廃止世帯数				
	D	千円	扶助費総額(H25:平均保護世帯数99世帯・被保護者数153人)				
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし				
	A						
	B						
	C						
	D						

### 4 コスト(但し、補助金返還金(予定額)を除く)

区分	単位	23年度	24年度		25年度		26年度	27年度	
		実績	目標	実績	目標	実績	目標	目標	
活動指標	A	件		89	89	90	78	80	80
	B	世帯		18	18	20	17	17	15
	C	世帯		13	13	15	15	14	12
	D	千円		202,424	165,721	194,075	188,401	202,800	208,884
成果指標	A								
	B								
	C								
	D								
トータルコスト		千円	0	263,355	223,082	253,862	239,698	254,124	260,208
担当職員数		人		6.0	6.0	7.0	6.0	6.0	6.0
職員人件費		千円	0	49,200	49,200	56,000	48,000	48,000	48,000
事業費		千円		214,155	173,882	197,862	191,698	206,124	212,208
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円		153,604	130,154	146,060	142,117	152,592	157,680
	県支出金(交付金・補助金)	千円		944	2,039	1,860	5,230	3,260	3,260
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円				488	329	366	366
	一般財源(単町費)	千円	0	59,607	45,767	49,454	44,022	49,906	50,902

## 事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)	平成	25	年度
実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)		
	生活困窮者からの事前相談を電話、来所、訪問等により行い、困窮内容、理由等を把握し、必要な助言或いは関係機関へつなぐ等により、相談者の課題解決を支援。保護が必要な世帯については保護を行い、最低生活を保障する。		
	成果(具体的に)		
生活保護事前相談78件受理。保護申請20世帯。保護開始17世帯。保護廃止15世帯。年度平均保護世帯数99世帯・被保護者数153人に対する生活・住宅・教育・生業・葬祭・医療・介護・救護施設入所扶助を実施した。			

### 6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	基本的人権のなかでも最も優先される「生存権の保障」にかかる事務事業である。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	13	20	①町が行わないといけない	福祉事務所は、社会福祉法第14条第3項で、「町村は任意で設置することができる」と規定されているとおり、必置規定ではないが、県の移管方針に基づいて設置。メリットとしては、生活困窮者に対して、よりきめ細やかな支援、迅速な支援ができることが挙げられる。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	7	20	①効率的である	福祉事務所が所管することとされている福祉六法にかかる事務の担当部署が分散しているため、連携(連絡・報告・相談及び会議等)をとること自体にコストがかかっている。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	20	20	①緊急性が高い	基本的人権のなかでも最も優先される「生存権の保障」にかかる事務事業である。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	毎年作成することとなっている「生活保護実施方針」に基づいて、PDCAサイクルを徹底。重点課題の医療扶助の適正化に向けた取り組みを実施した。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	73	県の支援もあり、この2年間で現業員(CW)及び査察指導員(SV)の事務処理能力は着実に向上した。事前相談の結果、保護申請に至る割合は40%未満であり、申請に至らない困窮世帯の方が圧倒的に多いが、そうした世帯に対しても必要な助言、或いは関係機関へのつなぎを徹底しており、保護世帯に限らず生活困窮状態にある者(世帯)の総合的な支援、最後のセーフティネット機能を果たすことができた。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	評価点による判定	
	4、見直しの上縮小する	40～49点	2	
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	生活困窮者の相談から支援までをスムーズに、適正かつ正確に行うことで、最低生活の保障並びに自立生活を支援することとしている。事前相談の結果、保護申請に至る割合は40%未満である。今後も生活困窮状態にある者等の相談に応じ、適切な助言・指導を行うとともに、必要な保護を実施するなど、自立を支援されたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

### 7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 保護費の52.6%を占める医療扶助の適正化が課題。健康維持・増進努力を怠り、不適切・不衛生な生活習慣を続けたまま、安易に医療機関受診を繰り返している被保護者がいる。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか 生活習慣に問題のある7人を重点的改善指導対象者として、初めて保健師の同行訪問を実施したところ。今年度以降についても、保健師との連携により、具体的な生活習慣の改善を図るための継続的な取り組みを行う。